

公益社団法人全国市有物件災害共済会入会及び退会等に関する規程

平成23年9月9日制定  
令和元年5月27日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、定款第6条及び第7条の規定に基づき、本会の入会及び退会等に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会手続等)

第2条 本会の会員になろうとする市は、別記様式第1号により作成した入会申込書を、常務理事に提出しなければならない。

2 常務理事は、入会申込書の内容を確認し、入会を承認するものとする。

3 常務理事は、入会を承認したときは、これを申込者に通知する。

(会員名簿)

第3条 常務理事は、入会した市を会員名簿に登録する。

(入会費及び会費の不徴収)

第4条 入会費及び会費については徴収しない。

(退会)

第5条 退会しようとする会員は、別記様式第2号により作成した退会届を提出し、いつでも退会することができる。

2 前項又は定款第8条若しくは第9条の規定により、会員資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

(理事会への報告)

第6条 常務理事は、第2条第2項の規定により入会の承認をしたとき、前条第2項の規定により会員資格を喪失したときは、直近の理事会にその旨を報告する。

(再入会)

第7条 第5条第2項の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて第2条第1項に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の規定による入会申込書が提出されたときは、資格喪失の理由が第5条第1項の場合にあっては、第2条第2項により、常務理事は入会を承認した後、この旨を直近の理事会に報告するものとし、定款第8条又は第9条第1号の場合にあっては事前に理事会に諮問をし、その意見を参考にして、常務理事が入会を承認できるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細目)

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、常務理事が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の設立の登記の日から施行する。

(設立の登記の日 平成24年11月1日)

附 則

この規程は、令和元年5月27日から施行する。

(別記様式第1号)

## 入 会 申 込 書

令和 年 月 日

公益社団法人 全国市有物件災害共済会  
常務理事

様

市

代表者（市長）名

印

本市は、公益社団法人全国市有物件災害共済会定款第3条に規定する目的に賛同し、下記のとおり入会します。

記

1 市名 市

2 入会予定日 令和 年 月 日

退 会 届

令和 年 月 日

公益社団法人 全国市有物件災害共済会  
常務理事

様

市

代表者（市長）名

印

本市は、公益社団法人全国市有物件災害共済会定款第7条に基づき、下記の日をもって退会いたします。

記

1 市名 市

2 退会日 令和 年 月 日